

任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由

市町村等

適用条文	活用理由	2008年	率		2012年	率	
特別職非常勤職員 を活用する理由 (法3条3項3号)	①臨時的・一時的な業務量の増加に対応するため	141	10.4%		125	8.9%	
	②日・週の中での業務量の繁閑に対応するため(フルタイムで従事することを必要としない)	184	13.5%		177	12.6%	
	③将来的に業務自体を廃止又は削減することが見込まれる業務に対応するため	134	9.9%		115	8.2%	
	④補助的・定型的業務に対応するため	392	28.8%	4	355	25.2%	3
	⑤特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するため	1160	85.3%	1	1232	87.4%	1
	⑥常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のため	199	14.6%		177	12.6%	
	⑦特定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため	688	50.6%	2	728	51.6%	2
	⑧任期ごとに能力、適正を見極めて適材を任用することができるため	270	19.9%		275	19.5%	
	⑨地方公務員法上の規制が(全部又は一部)除外されており、弾力的な運用が可能であるため	95	7.0%		104	7.4%	
	⑩人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため	328	24.1%		313	22.2%	
	⑪職員の新たな配置が必要であるが、常勤職員の定数枠が足りないため	112	8.2%		106	7.5%	
	⑫人件費を削減するため	411	30.2%	3	337	23.9%	4
	⑬その他	33	2.4%		25	1.8%	
一般職非常勤職員 を活用する理由 (法17条)	①臨時的・一時的な業務量の増加に対応するため	282	28.1%		290	26.8%	
	②日・週の中での業務量の繁閑に対応するため(フルタイムで従事することを必要としない)	263	26.2%		279	25.8%	
	③将来的に業務自体を廃止又は削減することが見込まれる業務に対応するため	192	19.1%		183	16.9%	
	④補助的・定型的業務に対応するため	626	62.4%	1	706	65.2%	1
	⑤特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するため	554	55.2%	2	618	57.1%	2
	⑥常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のため	315	31.4%		327	30.2%	
	⑦特定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため	346	34.5%		383	35.4%	
	⑧任期ごとに能力、適正を見極めて適材を任用することができるため	162	16.2%		201	18.6%	
	⑨地方公務員法上の規制が(全部又は一部)除外されており、弾力的な運用が可能であるため	65	6.5%		57	5.3%	
	⑩人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため	372	37.1%	4	422	39.0%	4
	⑪職員の新たな配置が必要であるが、常勤職員の定数枠が足りないため	130	13.0%		153	14.1%	
	⑫人件費を削減するため	535	53.3%	3	511	47.2%	3
	⑬その他	18	1.8%		24	2.2%	
(法2条2項5項) を 活用する理由	①臨時的・一時的な業務量の増加に対応するため	1158	57.4%	2	1296	63.0%	2
	②日・週の中での業務量の繁閑に対応するため(フルタイムで従事することを必要としない)	500	24.8%		552	26.8%	
	③将来的に業務自体を廃止又は削減することが見込まれる業務に対応するため	402	19.9%		361	17.6%	
	④補助的・定型的業務に対応するため	1515	75.1%	1	1604	78.0%	1
	⑤特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するため	725	35.9%		738	35.9%	
	⑥常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のため	950	47.1%	4	957	46.5%	3
	⑦特定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため	481	23.8%		489	23.8%	
	⑧任期ごとに能力、適正を見極めて適材を任用することができるため	294	14.6%		307	14.9%	
	⑨地方公務員法上の規制が(全部又は一部)除外されており、弾力的な運用が可能であるため	105	5.2%		91	4.4%	
	⑩人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため	768	38.1%		805	39.2%	
	⑪職員の新たな配置が必要であるが、常勤職員の定数枠が足りないため	311	15.4%		309	15.0%	
	⑫人件費を削減するため	1054	52.3%	3	910	44.3%	4
	⑬その他	30	1.5%		40	1.9%	

表 7 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（市町村等）

（単位：団体）

職種	事務補助職員						看護師																	
	特別職非常勤職員		一般職非常勤職員		臨時的任用職員		特別職非常勤職員		一般職非常勤職員		臨時的任用職員													
	2008	2012	2008	2012	2008	2012	2008	2012	2008	2012	2008	2012												
1.勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	209	28.7%	206	28.3%	249	32.2%	284	34.6%	415	30.7%	444	32.8%	54	15.6%	59	17.4%	42	10.7%	56	13.5%	57	8.5%	59	8.9%
2.専門的知識・技能・資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	168	23.1%	210	28.8%	66	8.5%	63	7.7%	35	2.6%	35	2.6%	259	74.6%	250	73.7%	288	73.3%	302	72.8%	500	74.6%	499	74.9%
3.業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	38	5.2%	26	3.6%	24	3.1%	15	1.8%	36	2.7%	34	2.5%	5	1.4%	3	0.9%	13	3.3%	16	3.9%	23	3.4%	25	3.8%
4.担当業務(又は行政業務)に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	303	41.7%	265	36.4%	409	52.8%	426	51.9%	779	57.6%	737	54.4%	27	7.8%	23	6.8%	41	10.4%	29	7.0%	78	11.6%	61	9.2%
5.改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため	2	0.3%	4	0.5%	6	0.8%	6	0.7%	22	1.6%	13	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	1	0.2%	3	0.4%	1	0.2%
6.その他	7	1.0%	17	2.3%	20	2.6%	27	3.3%	65	4.8%	91	6.7%	2	0.6%	4	1.2%	8	2.0%	11	2.7%	9	1.3%	21	3.2%
合計 ※1	727	100.0%	728	100.0%	774	100.0%	821	100.0%	1,352	100.0%	1,354	100.0%	347	100.0%	339	100.0%	393	100.0%	415	100.0%	670	100.0%	666	100.0%

職種	保育士						給食調理員																	
	特別職非常勤職員		一般職非常勤職員		臨時的任用職員		特別職非常勤職員		一般職非常勤職員		臨時的任用職員													
	2008	2012	2008	2012	2008	2012	2008	2012	2008	2012	2008	2012												
1.勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	58	17.5%	64	19.6%	58	12.3%	79	15.8%	99	10.3%	97	10.6%	74	24.8%	73	27.1%	100	20.0%	121	24.4%	157	17.4%	158	18.5%
2.専門的知識・技能・資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	208	62.8%	208	63.8%	314	66.4%	333	66.6%	639	66.8%	598	65.3%	86	28.9%	86	32.0%	118	23.6%	124	25.1%	222	24.6%	211	24.8%
3.業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	11	3.3%	11	3.4%	15	3.2%	19	3.8%	44	4.6%	50	5.5%	30	10.1%	23	8.6%	77	15.4%	52	10.5%	137	15.2%	119	14.0%
4.担当業務(又は行政業務)に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	50	15.1%	39	12.0%	72	15.2%	54	10.8%	151	15.8%	131	14.3%	104	34.9%	82	30.5%	188	37.7%	180	36.4%	346	38.3%	318	37.3%
5.改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため	0	0.0%	0	0.0%	3	0.6%	1	0.2%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	1.0%	3	0.6%	7	0.8%	2	0.2%
6.その他	4	1.2%	4	1.2%	11	2.3%	14	2.8%	22	2.3%	40	4.4%	4	1.3%	5	1.9%	11	2.2%	15	3.0%	34	3.8%	44	5.2%
合計 ※1	331	100.0%	326	100.0%	473	100.0%	500	100.0%	957	100.0%	916	100.0%	298	100.0%	269	100.0%	499	100.0%	495	100.0%	903	100.0%	852	100.0%

職種	清掃作業員						消費生活相談員																	
	特別職非常勤職員		一般職非常勤職員		臨時的任用職員		特別職非常勤職員		一般職非常勤職員		臨時的任用職員													
	2008	2012	2008	2012	2008	2012	2008	2012	2008	2012	2008	2012												
1.勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	48	27.7%	53	31.7%	72	27.9%	104	36.7%	110	24.9%	118	25.1%	43	15.4%	52	14.5%	16	17.6%	32	23.5%	8	14.0%	11	12.4%
2.専門的知識・技能・資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	24	13.9%	33	19.8%	15	5.8%	14	4.9%	22	5.0%	29	6.2%	177	63.4%	230	64.2%	48	52.7%	70	51.5%	24	42.1%	47	52.8%
3.業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	26	15.0%	14	8.4%	44	17.1%	42	14.8%	81	18.3%	69	14.6%	9	3.2%	13	3.6%	3	3.3%	2	1.5%	3	5.3%	2	2.2%
4.担当業務(又は行政業務)に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	70	40.5%	64	38.3%	113	43.8%	110	38.9%	203	45.9%	223	47.3%	44	15.8%	53	14.8%	21	23.1%	29	21.3%	17	29.8%	24	27.0%
5.改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため	1	0.6%	1	0.6%	6	2.3%	4	1.4%	5	1.1%	6	1.3%	1	0.4%	1	0.3%	1	1.1%	1	0.7%	2	3.5%	1	1.1%
6.その他	4	2.3%	2	1.2%	8	3.1%	9	3.2%	21	4.8%	26	5.5%	5	1.8%	9	2.5%	2	2.2%	2	1.5%	3	5.3%	4	4.5%
合計 ※1	173	100.0%	167	100.0%	258	100.0%	283	100.0%	442	100.0%	471	100.0%	279	100.0%	358	100.0%	91	100.0%	136	100.0%	57	100.0%	89	100.0%

※1 6項目の合計数であり、総務省調査の回答母数と違う。